

鎌ヶ谷翔裕園デイサービスセンター
通所介護・介護予防通所介護・第1号通所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 長寿の里が開設する鎌ヶ谷翔裕園デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護・指定介護予防通所介護・第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る）（以下、「指定介護事業等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護・要支援の状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながら総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 鎌ヶ谷翔裕園デイサービスセンター
- 2 所在地 鎌ヶ谷市初富字東野 848 番地 10

(職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 生活相談員 サービス提供を行う時間数に応じて専従で1名以上
生活相談員は、指定通所介護等の利用申込に関わる調整、通所介護計画・介護予防通所介護計画又は第1号通所事業に関わるサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 看護職員 単位ごとに、1名以上
看護職員は、利用者の健康管理を行う。
- 4 介護職員 サービス提供を行う時間数に応じて専従で7名以上
介護職員は、通所介護計画等に基づき、利用者に必要な介護を行う。

- 5 機能訓練指導員 単位ごとに、1 名以上
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12 月 31 日から 1 月 2 日までを除く。
- 2 営業時間 8 時 30 分～18 時 30 分
ただし、管理者が必要と認めた場合には、その限りではない。又、電話等により 24 時間連絡が可能な体制とする。
- 3 利用者定員 1 日当たり 45 名とする。
- 4 サービス提供時間 9 時 30 分～16 時 45 分（送迎時間を除く。）

(通所介護計画等の作成等)

第 6 条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。また、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。

- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所介護計画等は、遅滞なく利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護・介護予防通所介護等の内容)

第 7 条 指定通所介護等の提供においては、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいてサービスを行うものとする。また指定通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- 1 生活指導（相談援助等）
- 2 機能訓練（日常動作訓練）
- 3 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- 4 介護方法の指導
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 入浴
- 8 食事

(通所介護の利用料金)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、所轄官庁が定める基準によるものとし、指定当該通所介護・介護予防通所介護・第1号通所事業が、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護・介護予防通所介護等を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、所轄官庁が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食材料費及び食事の提供に要する費用

(2) オムツ代

(3) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

4 前項の費用額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、鎌ケ谷市全域とする。但し、これ以外の地域に関しても、利用者の要望により、可能な限り実施する。

2 第1号通所事業の実施地域は、鎌ケ谷市とする。

(相談・苦情)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容について記録し保存する。

3 事業所は、市区町村及び国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 事業所は市区町村及び国民健康保険連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

第11条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は、他の利用者が適切サービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 指定通所介護等の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 16 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他の事項)

第 16 条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人長寿の里 理事長と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 長寿の里 居宅介護支援事業運営規程

制定 平成 12 年 3 月 1 日

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長寿の里が開設する指定居宅介護支援事業所「元気ケアプランニングセンター千葉」(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮した支援の提供を行うものとする。

2 事業にあたっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した支援の提供に努めるものとする。

3 支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に努めるものとする。

4 事業の運営に当たっては、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との綿密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 元気ケアプランニングセンター千葉
- (2) 所在地 鎌ケ谷市初富字東野 848 番地 10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1 名以上(常勤 1 名以上)
介護支援専門員は、居宅介護支援事業を行い、要介護者等の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。
(ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日まで、及び祝祭日を除く)
- (2) 営業時間 9 : 00 ~ 18 : 00 までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24 時間常時連絡可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- (1) 利用者相談受付場所については、原則的に鎌ヶ谷翔裕園内相談室にて行うものとする。但し、利用者にやむを得ない理由がある場合においては、利用者宅などにて相談を行うものとする。
- (2) サービス担当者会議については、鎌ヶ谷翔裕園内会議室にて行うものとする。但しやむを得ない理由がある場合、会議にふさわしい場所で行うことも出来る。
- (3) 利用者の居宅訪問については、原則として1回とする。但し、利用者の希望がある場合、又、介護支援専門員が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 課題分析票については、「居宅サービス計画ガイドライン」を使用するものとする。但し、介護支援専門員が必要と認めた場合は、この限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鎌ヶ谷市全域、柏市全域、松戸市全域とする。但し、利用者の選定を受け、面接調査の範囲等の場合はこの限りではない。なお出張交通費は、いかなる交通機関を利用した場合も次の額とする。

- (1) 鎌ヶ谷市全域、柏市全域、松戸市全域は無料
- (2) 第7条(1)以外で事業所から、片道おおむね20キロ以上、600円

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第9条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護支援専門員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他の運営についての留意点)

第 10 条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上
 - (3) 自主研修 随時 但し、管理者がサービスの資質向上につながると認めた場合。
-
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める他、運営に必要な事項は、社会福祉法人長寿の里理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

鎌ヶ谷翔裕園 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿の里 特別養護老人ホーム鎌ヶ谷翔裕園が開設する鎌ヶ谷翔裕園 ショートステイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 管理者や従業員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

- 2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 鎌ヶ谷翔裕園 ショートステイサービス
- 2 所在地 鎌ヶ谷市初富字東野 848 番地 10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（本体施設と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上（嘱託、本体施設と兼務）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 常勤職員1名以上（本体施設と兼務）
入所者の入退所、生活相談及び援助に関する業務を行う。
- 4 介護支援専門員 常勤職員1名以上（本体施設と兼務）
処遇計画の作成、管理
- 5 介護職員 常勤換算で9名以上（本体施設と兼務）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- 6 看護師 常勤換算で1名以上
(うち1名は併設短期入所生活介護の専任)
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 7 管理栄養士 常勤職員1名以上(本体施設と兼務)
入所者の食事に関する栄養管理業務を行う。
- 8 機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。
- 9 事務職員 職員1名以上(本体施設と兼務)
必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、30名とする。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の内容)

第6条 介護・予防介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床・着替え・整容等の介護・介護予防を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護・予防介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護・予防介護を受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養・入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
食事時間はおおむね以下のとおりとする。
 - (1) 朝食 7時30分から
 - (2) 昼食 12時00分から
 - (3) 夕食 18時00分から

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(2) 食費 第4段階食費額 2,100円 介護保険負担限度額認定証提示により所得段階1～3までの方は負担限度額となります。

(3) 滞在費 第4段階滞在費額 個室 1,350円 多床室 1,000円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段階1～3迄の方は負担限度額となります。

(4) 理美容代

(5) 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、鎌ヶ谷市全域とする。

但し、これ以外の地域に関しても、利用者の要望により、可能な限り実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者や医師・看護職員・介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。
- 3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成する。

- 2 定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(掲示)

第 15 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要・従業員の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

第 16 条 利用者に対して、適切な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

- 2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者等の質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上
- (3) 自主研修 随時 但し、管理者がサービスの質的向上につながると認めた場合とする。

(衛生管理)

第 17 条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第 18 条 提供した短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 19 条 利用者に対する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡するとともに、必要な処理を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 21 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他の運営についての留意点)

第 22 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人 長寿の里理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

特別養護老人ホーム鎌ヶ谷翔裕園（ユニット型）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人長寿の里が開設する特別養護老人ホーム鎌ヶ谷翔裕園（以下「施設」という。）が行うユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 施設は老人福祉法、介護保険法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

2 施設は各ユニットにおいて明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（施設の名称等）

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム鎌ヶ谷翔裕園
- 2 所在地 鎌ヶ谷市初富字東野 848 番地 10

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 施設長 常勤職員 1 名（併設従来型と兼務）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、従業者に必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1 名以上（嘱託）
入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 常勤職員 1 名以上
入居者の入退居、生活相談及び援助に関する業務を行う。
- 4 介護職員 常勤換算で 12 名以上（看護職員と合わせて 14 名以上）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 看護職員 常勤換算で 3 名以上（1 名は常勤職員、機能訓練指導員と兼務）
入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 6 管理栄養士 常勤職員 1 名以上（併設従来型と兼務）
入居者の食事に関する栄養管理業務を行う。
- 7 機能訓練指導員 1 名以上（看護職員と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 8 介護支援専門員 常勤職員 1 名以上
施設サービス計画の作成や入居者の要介護申請や調査に関する業務を行う。
- 9 事務職員 1 名以上（併設従来型と兼務）
必要な事務を行う。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は、40人とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 4ユニット
- (2) ユニットごとの入居定員 10名

(定員の厳守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居)

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入居者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及び家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第9条 入居の際に要介護認定を受けてない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるように援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画担当介護支援専門員」という。)は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の事業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入居者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の事業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

- 第 11 条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮する。
 - 3 入居者のプライバシーの確保に配慮する。
 - 4 入居者の自立した生活を支援することを基本とし、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等を常に把握する。
 - 5 従業者は、サービス提供にあたり、入居者またはその家族等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明する。
 - 6 入居者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わない。
 - 7 前項の身体拘束を行う場合は、態様、時間及び心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 8 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第12条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術により行う。
- 1 入居者の日常生活における家事を、心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
 - 2 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には清拭を行う。
 - 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
 - 5 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
 - 6 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 7 常時一人以上の常勤介護職員を介護に従事させる。
 - 8 入居者の負担により、施設の従事者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第 13 条 施設の食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮して提供する。
- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。
 - 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、心身の状況に応じて出来る限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保する。
 - 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

- 第 14 条 入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 15 条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽にかかる活動の機会を提供し、入居者が自律的に
行うこれらの活動を支援する。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族
が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。
- 4 入居者の外出の機会を確保するよう努める

(機能訓練)

第 16 条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防
止するための調整を行う。

(健康管理)

第 17 条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 18 条 入居者が医療機関に入院する必要が生じた時、3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、
本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事
情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(利用料の受領)

第 19 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サ
ービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、
厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにす
る。
- 3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食費 第 4 段階食費 2,100 円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段階 1～3
迄の方は負担限度額とする。
 - (2) 居住費 第 4 段階居住費 個室 2,800 円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段
階 1～3 迄の方は負担限度額とする。
 - (3) 理美容代
 - (4) 入居者が選定する特別な食事の費用
 - (5) 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められるもの。
- 4 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明
し、入居者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、
費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

(日課の励行)

第 21 条 入居者は、施設長や医師・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員などの指導による日課を励
行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第 22 条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第 23 条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第 24 条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第 25 条 入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などの他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 26 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、年に 3 回は避難、救出その他必要な訓練等を行うこととし、うち最低 1 回は夜間又は夜間を想定した訓練を実施する。

(受給資格等の確認)

第 27 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居の記録の記載)

第 28 条 入居に際して、入居年月日・施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第 29 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 30 条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 従業員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

(衛生管理等)

第 31 条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生、蔓延しないように必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第 32 条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲示)

第 33 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要・従業員の勤務体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第 34 条 施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 35 条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 36 条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第 37 条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 38 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 39 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第 40 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備、その完結の日から 2 年間保存する。

(緊急時等における対応方法)

第 41 条 サービスの提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(虐待防止に関する事項)

第 42 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 43 条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 44 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 長寿の里 理事長と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則
この規程は、平成23年 9月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年 6月 1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年 12月 1日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年 8月 1日から施行する。

附 則
この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。

特別養護老人ホーム鎌ヶ谷翔裕園運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人長寿の里が開設する特別養護老人ホーム鎌ヶ谷翔裕園（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事などの介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設・保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム鎌ヶ谷翔裕園
- 2 所在地 鎌ヶ谷市初富字東野 848 番地 10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 施設長 常勤職員 1 名（併設ユニット型と兼務）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、従業者に必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1 名以上（嘱託）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 常勤職員 1 名以上
入所者の入退所、生活相談及び援助に関する業務を行う。
- 4 介護職員 常勤換算で 27 名以上（併設短期入所生活介護と兼務）
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 看護職員 常勤 3 名（1 名は併設短期入所生活介護）及び、常勤換算で 3 名以上（併設短期入所生活介護、機能訓練指導員と兼務）
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 6 管理栄養士 常勤職員 1 名以上（併設ユニット型と兼務）
入所者の食事に関する栄養管理業務を行う。
- 7 機能訓練指導員 1 名以上（看護職員と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 8 介護支援専門員 常勤職員 1 名以上
施設サービス計画の作成等を行う。
- 9 事務職員 1 名以上（併設ユニット型と兼務）
必要な事務を行う。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、90人とする。

(定員の厳守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入所者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及び家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けてない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるように援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画担当介護支援専門員」という。)は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の事業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の事業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第 11 条 入所者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 従業者は、サービス提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第 12 条 1 週間に 2 回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭する。

- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 3 おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。
- 4 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時一人以上の常勤介護職員を介護に従事させる。
- 7 入所者の負担により、施設の従事者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 13 条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うように努める。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。
 - (1) 朝食 7 時 30 分から
 - (2) 昼食 12 時 00 分から
 - (3) 夕食 18 時 00 分から

(相談及び援助)

第 14 条 入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 15 条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第 16 条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行う。

(健康管理)

第 17 条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第 18 条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(利用料の受領)

第 19 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費 第 4 段階食費 2,100 円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段階 1～3 迄の方は負担限度額までとする。

(2) 居住費 第 4 段階居住費 個室 1,350 円 多床室 1,000 円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段階 1～3 迄の方は負担限度額とする。

(3) 理美容代

(4) 入所者が選定する特別な食事の費用

(5) 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められるもの。

4 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(日課の励行)

第 21 条 入所者は、施設長や医師・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第 22 条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第 23 条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第 24 条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第 25 条 入所者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などの他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 26 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、年に 3 回は避難、救出その他必要な訓練等を行うこととし、うち最低 1 回は夜間又は夜間を想定した訓練を実施する。

(受給資格等の確認)

第 27 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第 28 条 入所に際して、入所年月日・施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する市町村への通知)

第 29 条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 30 条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回

(衛生管理等)

第 31 条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生、蔓延しないように必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第 32 条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲示)

第 33 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要・従業者の勤務体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第 34 条 施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 35 条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 36 条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第 37 条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 38 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 39 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第 40 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備、その完結の日から 2 年間保存する。

(緊急時等における対応方法)

第 41 条 サービスの提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(虐待防止に関する事項)

第 42 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 43 条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第 44 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 長寿の里 理事長と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

園 裕 翔 徳 行

介護予防特定施設入居者生活介護
運 営 規 定

社会福祉法人 長寿の里

行徳翔裕園
介護予防指定特定施設入居者生活介護運営規程

第1条 社会福祉法人長寿の里が開設する行徳翔裕園特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要支援状態（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の従業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 行徳翔裕園
- (2) 所在地 千葉県市川市末広1丁目1番地48号

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (3) 看護職員 常勤換算 2人以上

介護職員 常勤換算 20人以上

看護職員は利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように適切な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 看護職員 1 人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 計画作成担当者 介護支援専門員 1 人（常勤）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

（入所定員及び居室数）

第 6 条 指定介護予防特定施設の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入所定員 50 人

(2) 居室数

個室 50 室(内夫婦室対応 4 室)

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

第 7 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者を対象に、要介護者 2.5 人に 1 人以上の介護職員を配置し、夜間は当直をおき、介護を提供する。

（利用料その他の費用の額）

第 8 条 指定介護予防特定施設入所者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防特定施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割又は 2 割・3 割の額（介護保険負担割合証により異なる）とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 居住費 42,000 円

(2) サービス提供費 10,000 円～49,800 円（前年対象収入により異なる）

(3) 生活費 48,764 円

(4) その他に係る費用 23,000 円

(5) 上乗せ介護費 11,146 円～（介護度により異なる）

3 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は別途徴収とする。

4 第 2 項から第 3 項までの費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 9 条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。

3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。
感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束
その他利用者の行動制限を行わない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練(年三回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定介護予防特定施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 17 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内
 - (2)継続研修 年2回
- 2 従業者は、施設が行う年1回の健康診断を受診する。また、夜勤に従事する者は年2回の健康診断を受診する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長寿の里 理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

園 裕 翔 徳 行

特定施設入居者生活介護
運 営 規 程

社会福祉法人 長寿の里

行徳翔裕園
指定特定施設入居者生活介護運営規程

第1条 社会福祉法人長寿の里が開設する行徳翔裕園特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 行徳翔裕園
- (2) 所在地 千葉県市川市末広1丁目1番地48号

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤・兼務）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (3) 看護職員 常勤換算 2人以上
介護職員 常勤換算 20人以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように適切な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 看護職員 1 人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 計画作成担当者 介護支援専門員 1 人（常勤）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

（入所定員及び居室数）

第 6 条 指定特定施設の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入所定員 50 人

(2) 居室数

個室 50 室(内夫婦室対応 4 室)

（指定特定施設入居者生活介護の内容）

第 7 条 指定特定施設入居者生活介護は、要介護者を対象に、要介護者 2.5 人に 1 人以上の介護職員を配置し、夜間は当直をおき、介護を提供する。

（利用料その他の費用の額）

第 8 条 指定特定施設入所者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による

ものとし、指定特定施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割あるいは 2 割・3 割の額（介護保険負担割合証により異なる）とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 居住費 42,000 円

(2) サービス提供費 10,000 円～49,800 円（前年対象収入により異なる）

(3) 生活費 48,764 円

(4) その他に係る費用 23,000 円

(5) 上乗せ介護費 34,502 円～（介護度により異なる）

3 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は別途徴収とする。

4 第 2 項から第 3 項までの費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 9 条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び指定特定施設入所者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。

3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。
感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束
その他利用者の行動制限を行わない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定特定施設入所者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練(年三回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第12条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定特定施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 17 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内
- (2)継続研修 年2回

2 従業者は、施設が行う年1回の健康診断を受診する。また、夜勤に従事する者は年2回の健康診断を受診する。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長寿の里 理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

園 裕 翔 徳 行

規 程 営 運

社会福祉法人 長寿の里

社会福祉法人 長寿の里『行徳翔裕園』運営規程

(目 的)

第1条 この運営規程（以下「規程」という。）は、行徳翔裕園入居契約書（以下「入居契約書」という。）第9条（運営規程）に基づき定められたもので、行徳翔裕園（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性と自立性の尊重を基本として、必要に応じた生活サービスと併設の福祉サービスを提供することにより、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

(定員)

第3条 当施設の定員は50名とする。

(入居資格)

第4条 年齢60歳以上の方。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。

2 原則として既に要介護認定を受けており、介護保険の「特定施設入居者生活介護」のサービスをご利用できる方。

3 原則として市川市在住の方。

4 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる方。

5 連帯保証人を2名立てられる方。

6 社会福祉法人長寿の里の運営方針に賛同し、円満に共同生活を営める方。

7 入院加療を要する病態の方及び感染症など他の入居者に伝染させる恐れのある方は入居をお断りすることがあります。

(職員及び職務)

第5条 社会福祉法人長寿の里は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」及び「介護保険法令」等に示された所定の職員を配置し、職員は当施設の設置目的を達成するために必要な職務を行う。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1 人
利用者又は、その家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員 20 人以上（常勤換算）
介護職員は心身の状況に応じ、利用者の自立の支援を行う。
- (4) 栄養士 1 人
栄養士は利用者に対する栄養管理に関する支援を行う。

（入居）

第 6 条 入居を希望するものは、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書
 - (2) 住民票
 - (3) 所得証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 連帯保証人届
 - (6) 介護保険証
 - (7) 介護負担割合証
- 2 施設長は、入居申込者の入居の可否について判断し、入居の申し込みがあった日から 10 日以内に入居の可否について連絡するものとする。
- 3 入居にあたっては、入居申込者及び連帯保証人が連帯して、施設長と入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、本規程についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

（利用料）

- 第 7 条 入居者は、利用料として別表 1 に定める月額利用料を、後払いとして、毎月 20 日までに支払うものとする。また、その他個人的に発生した費用についても毎月末で精算し、前記月額利用料に合算して支払うものとする。
- 2 利用料の支払方法は、原則として施設長指定銀行への自動引き落としとする。ただし、引き落とし機関の開通までは現金にて施設に持参し支払うものとする。
- 3 サービス提供費の算定のため、入居時及び翌年度以降毎 1 回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

（居室等の利用）

- 第 8 条 居室等の利用にあたっては、別表 2 「居室等の利用について」を遵守して利用するものとする。
- 2 居室において、火気類の使用は安全管理面から禁止する。

(共用施設等の利用)

第9条 共用施設等の利用にあたっては、別表3「共用施設等の利用について」を遵守して利用するものとする。

- 2 入居者は共用施設等、及び専用居室以外の定められた場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設等の清掃、維持管理は施設職員が行う。

(管理責任と負担)

第10条 入居者は、専用居室について常に適正な維持管理を行うよう努めるものとする。

- 2 入居者は、共用施設等について汚損、破損等した場合は、施設長に届け出るとともに、自己の責任と負担にて原状回復するものとする。
- 3 入居者は、居室内の造作、模様替え等をする場合は、施設長にあらかじめ書面により届け出て承認を受けるものとする。

(居室への立ち入り)

第11条 施設長は、居室の保全、衛生、防犯、その他管理上の必要があると認められる場合は、入居者の承諾を得て、いつでも居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとする。

- 2 前項の規程にかかわらず、次の各号に該当する場合は、施設長は、入居者の承諾を得ることなしに居室内に立ち入ることができるものとする。
 - (1) 入居者の生命、身体、その他健康上、緊急の必要があると認められたとき
 - (2) 災害が発生し、又は発生する恐れがあつて、立ち入りを必要とするとき
 - (3) 施設の維持、管理のため緊急やむをえないと認められたとき

(各種サービスの提供)

第12条 施設長は、別表4「サービスの一覧表」に定める内容のサービスを提供するものとする。

(入居者の外泊)

第13条 入居者が外泊しようとするときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとする。

(第三者の滞在)

第14条 やむを得ない理由により、入居者以外者の滞在希望時は、事前に施設長に届け出・話し合いをして承諾を得るものとする。

- 2 入居者の一時的な疾病等により看護または介護が必要になったために、近親者等を居室に滞在させる場合は、事前に施設長に届け出て承諾を得るものとし、施設長、入居者協議の上その期間を定める。

- 3 入居者は、入居者以外の第三者が食事サービスを希望する場合は、事前に施設長に届け出るものとし、その費用は本規程第7条（利用料）第1項ただし書きを準用する。

（非常災害時の対応）

第15条 施設長は、非常災害時に備えて、具体的な消火、避難、救出等に関する計画を作成し、入居者も参加した訓練を年3回（夜間を想定した訓練を含む。）以上実施するものとする。

- 2 入居者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、最も適切な方法で施設職員まで自体の発生を知らせる。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - （2）虐待防止のための指針を整備すること。
 - （3）事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第17条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(政治・宗教活動の禁止)

第18条 当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。

- 2 入居者は専用居室以外場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。
また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(退所)

第19条 入居者が退所しようとするときは、30日前までに施設長に届け出なければならない。

- 2 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退所時に原状に復するものとする。この時の必要な費用は入居者が負担するものとする。

(運営懇談会)

第20条 「行徳翔裕園」入居契約書第10条(運営懇談会)に基づき運営懇談会を設置するものとする。

- 2 運営懇談会の設置、運営については、別表5に定める「行徳翔裕園運営懇談会細則」によるものとする。

(補則)

第21条 この規程を改正または廃止しようとするときは、運営懇談会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、令和 4年12月1日から施行する。

行徳デイサービス翔裕園

介護予防・日常生活支援総合事業

運 営 規 程

行徳デイサービス翔裕園
介護予防通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 長寿の里が開設する行徳デイサービス 翔裕園（以下「事業所」という。）が実施する指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業員が、要支援者の状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従事者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 利用者の心身機能の維持回復を図り、それをもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 行徳デイサービス翔裕園
- (2) 所在地 千葉県市川市末広 1 丁目 1 番地 48 号

(従業員の職種、人数及び職務内容)

第4条 従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で 1 人以上
生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画を作成し、サービスの提供方法について十分な説明を行う。
- (3) 看護職員 営業日ごとに 1 人以上
看護職員は利用者の健康管理を行う。
- (4) 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて 6 人以上
介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 営業日ごとに 1 人以上、看護職員兼務
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12 月 31 日から 1 月 2 日までを除く。
- (2) 営業時間 8 : 00 ~ 19 : 00
ただし、管理者が必要と認めた場合には、その限りではない。又、電話などにより 24 時間連絡が可能な体制とする。

- (3) 利用者定員 1日当たり40名とする。
- (4) サービス提供時間 9:00～16:30 (送迎時間除く)

(介護予防通所介護の内容)

第6条 介護予防指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護予防サービス（介護予防指導、アクティビティ活動、栄養改善サービス等）
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 入浴
- (7) 食事

(介護予防通所介護の利用料金)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に示された割合の通りとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と厚生大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 通常の事業の営業時間外の利用については、次に定める料金表によるものとする。ただし、原則として送迎は利用者又は家族において行うものとする。
 - (2) 次条の通常の実施地域外の送迎は、別に定める料金表によるものとする。
 - (3) 食材料費
 - (4) 食費の提供に関する費用
 - (5) オムツ代
 - (6) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- 4 前項に費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、市川市全域とする。但し、これ以外の地域に関しても、利用者の要望により、可能な限り実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会などを侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体などに被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他子の規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護予防通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、防火計画を作成するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行なうこととする。

(秘密保持等)

- 第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 14 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他の事項）

第 15 条 事業所は良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業者の資質の向上に努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年	4 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 21 年	12 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 22 年	8 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 22 年	10 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年	4 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年	4 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年	4 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 28 年	5 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年	11 月	1 日より施行する。
この規定は、平成 30 年	8 月	1 日より実施する。
この規定は、令和 3 年	3 月	1 日より実施する。
この規定は、令和 4 年	12 月	1 日より実施する。
この規定は、令和 5 年	4 月	1 日より実施する。

行徳デイサービス翔裕園

通所介護事業

運 営 規 程

行徳デイサービス翔裕園
通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 長寿の里が開設する行徳デイサービス 翔裕園（以下「事業所」という。）が実施する指定通所介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護者状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従事者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 行徳デイサービス翔裕園
- (2) 所在地 千葉県市川市末広 1 丁目 1 番地 48 号

(従業者の職種、人数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で 1 人以上
生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画を作成し、サービスの提供方法について十分な説明を行う。
- (3) 看護職員 営業日ごとに 1 人以上
看護職員は利用者の健康管理を行う。
- (4) 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて 6 人以上
介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 営業日ごとに 1 人以上、看護職員兼務
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12 月 31 日から 1 月 2 日までを除く。

- (2) 営業時間 8:00～19:00
ただし、管理者が必要と認めた場合には、その限りではない。又、電話などにより24時間連絡が可能な体制とする。
- (3) 利用者定員 1日当たり40名とする。
- (4) サービス提供時間 9:00～16:30（送迎時間除く）
※サービス提供の延長に対応します。

（通所介護の内容）

第6条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 入浴
- (8) 食事

（通所介護の利用料金）

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に示された割合の通りとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と厚生大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 通常の事業の営業時間外の利用については、次に定める料金表によるものとする。ただし、原則として送迎は利用者又は家族において行うものとする。
 - (2) 次条の通常の実施地域外の送迎は、別に定める料金表によるものとする。
 - (3) 食材料費
 - (4) 食費の提供に関する費用
 - (5) オムツ代
 - (6) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- 4 前項に費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、市川市全域とする。但し、これ以外の地域に関しても、利用者の要望により、可能な限り実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会などを侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体などに被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定通所介護提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、防火計画を作成するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行なうこととする。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し虐待を防止のするための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第14条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他の事項）

第15条 事業所は良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業者の資質の向上に努めるものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年 10月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 10月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 12月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成28年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 11月 1日より施行する。

この規定は、平成30年 8月 1日より施行する。

この規定は、令和 3年 3月 1日より施行する。

この規定は、令和 4年 12月 1日より施行する。

この規定は、令和 5年 4月 1日より施行する。

特別養護老人ホームいちかわ翔裕園運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人長寿の里が開設する特別養護老人ホームいちかわ翔裕園（以下「施設」という。）が行うユニット型指定介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設は老人福祉法、介護保険法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

2 施設は各ユニットにおいて明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホームいちかわ翔裕園
- 2 所在地 市川市柏井町一丁目 1076 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 施設長 常勤職員 1 名
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、従業者に必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1 名以上（嘱託）
入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 常勤職員 1 名以上
入居者の入退居、生活相談及び援助に関する業務を行う。
- 4 介護職員 常勤換算で 31 名以上（看護職員と合わせて 34 名以上）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 看護職員 常勤換算で 3 名以上
入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 6 栄養士 常勤職員 1 名以上
入居者の食事に関する栄養管理業務を行う。
- 7 機能訓練指導員 1 名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 8 介護支援専門員 常勤職員 1 名以上
施設サービス計画の作成や入居者の要介護申請や調査に関する業務を行う。
- 9 事務職員 1 名以上
必要な事務を行う。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は、100人とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 10ユニット
- (2) ユニットごとの入居定員 10名

(定員の厳守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居)

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入居者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及び家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第9条 入居の際に要介護認定を受けてない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるように援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画担当介護支援専門員」という。)は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の事業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入居者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の事業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

- 第 11 条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮する。
 - 3 入居者のプライバシーの確保に配慮する。
 - 4 入居者の自立した生活を支援することを基本とし、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等を常に把握する。
 - 5 従業者は、サービス提供にあたり、入居者またはその家族等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明する。
 - 6 入居者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わない。
 - 7 前項の身体拘束を行う場合は、態様、時間及び心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 8 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第12条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術により行う。
- 1 入居者の日常生活における家事を、心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
 - 2 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には清拭を行う。
 - 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
特に異性（介護職員及び看護職員）から見られることが無いような配慮をする。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
 - 5 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
 - 6 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 7 常時一人以上の常勤介護職員を介護に従事させる。
 - 8 入居者の負担により、施設の従事者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第 13 条 施設の食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮して提供する。
- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。
 - 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、心身の状況に応じて出来る限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保する。
 - 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

- 第 14 条 入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 15 条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽にかかる活動の機会を提供し、入居者が自律的に
行うこれらの活動を支援する。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族
が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。
- 4 入居者の外出の機会を確保するよう努める

(機能訓練)

第 16 条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防
止するための調整を行う。

(健康管理)

第 17 条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 18 条 入居者が医療機関に入院する必要が生じた時、3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、
本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事
情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(利用料の受領)

第 19 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サ
ービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、
厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにす
る。
- 3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食費 第 4 段階食費 2,100 円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段階 1～3
迄の方は負担限度額とする。
 - (2) 居住費 第 4 段階居住費 個室 2,800 円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段
階 1～3 迄の方は負担限度額とする。
 - (3) 理美容代
 - (4) 入居者が選定する特別な食事の費用
 - (5) 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められるもの。
- 4 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明
し、入居者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、
費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

(日課の励行)

第 21 条 入居者は、施設長や医師・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員などの指導による日課を励
行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第 22 条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第 23 条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第 24 条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第 25 条 入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などの他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 26 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、年に 3 回は避難、救出その他必要な訓練等を行うこととし、うち最低 1 回は夜間又は夜間を想定した訓練を実施する。

(受給資格等の確認)

第 27 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居の記録の記載)

第 28 条 入居に際して、入居年月日・施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第 29 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 30 条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 従業員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

(衛生管理等)

第 31 条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

2 感染症の発生、蔓延しないように必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第 32 条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲示)

第 33 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要・従業員の勤務体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第 34 条 施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 35 条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 36 条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 4 サービスに関する入居者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第 37 条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 38 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第 39 条

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束に関する事項)

第 40 条

施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(会計の区分)

第 41 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第 42 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備、その完結の日から 2 年間保存する。
 - ① 入居者の処遇に関する計画
 - ② 行った処遇の具体的な内容の記録
 - ③ 身体拘束の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
 - ④ 苦情内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(緊急時等における対応方法)

第 43 条 サービス提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡をする等の必要な措置を講ずることとする。

第 44 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 長寿の里 理事長と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和元年 8 月 1 日 から施行する。

附則

この規定は、令和 4 年 7 月 1 日 から施行する。

附則

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日より施行する。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。

附則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

かしわ翔裕園デイサービスセンター
通所介護・第1号通所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長寿の里が開設するかしわ翔裕園デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護・第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護・要支援の状態にある高齢者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- 1 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 かしわ翔裕園デイサービスセンター
 - 2 所在地 千葉県柏市南逆井4丁目9番4号

(職員の職種、人数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。
- 1 管理者 1名
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を行う。
 - 2 生活相談員 サービス提供を行う時間数に応じて専従で1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画・第1号通所事業に係るサービス計画（以下、「通所介護計画等」という）を作成し、サービスの提供方法について十分な説明を行う。
 - 3 看護職員 単位ごとに、1名以上
看護職員は、利用者の健康管理を行う。
 - 4 介護職員 サービス提供を行う時間数に応じて専従で2.5名以上
介護職員は、通所介護計画等に基づき、利用者に必要な介護を行う。
 - 5 機能訓練指導員 単位ごとに、1名以上
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日においても営業を行う。
ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 2 営業時間 8時30分～17時30分
ただし、管理者が必要と認めた場合には、その限りではない。
- 3 利用者定員 1日当たり22名とする。
- 4 サービス提供時間 9時30分～16時45分(送迎時間を除く。)

(指定通所介護等の内容及び提供方法)

第6条 指定通所介護等の提供においては、「居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン(以下「居宅サービス計画等」という)を作成し、作成した計画書について説明し、同意を得るものとする。又、指定通所介護等サービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 生活指導(相談援助等)
- 2 機能訓練(日常動作訓練)
- 3 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
- 4 介護方法の指導
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 入浴
- 8 食事

(指定通所介護等の利用料・その他費用の額)

第7条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。指定当該通所介護・第1号通所事業が、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護等を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用、第1号通所事業を提供した場合は市区町村が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食材料費及び食事の提供に要する費用 1食 750円
 - (2) 前条に掲げる介護以外の個人の希望により提供するサービスに係る費用は、別途徴収するものとする。

- 4 前項の費用額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条

- 1 通常の事業の実施地域は、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、白井市とする。
- 2 第1号通所事業の実施地域は、柏市とする。

（相談・苦情）

第9条

- 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する
- 2 事業所は、前項の苦情の内容について記録し保存する。
- 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は市区町村及び国民健康保険連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（事故処理）

第10条

- 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条

- 1 利用者は、他の利用者が適切サービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定通所介護等の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えるため消防計画を作成し避難訓練を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 2 回
避難訓練	年 2 回
通報訓練	年 2 回

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 15 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条

- 1 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備すると

もに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人長寿の里の理事長と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

かしわ翔裕園訪問介護センター
(介護予防) 訪問介護・第 1 号訪問事業 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人長寿の里が開設するかしわ翔裕園訪問介護センター(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び第 1 号訪問事業 (以下「指定訪問介護等」という) の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者 (以下「訪問介護員等」という。) が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 都道府県及び市区町村が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 かしわ翔裕園訪問介護センター
- 二 所在地 千葉県柏市南逆井 4 丁目 9 番 4 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名 (常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 サービス提供責任者 利用者数に応じて 1 名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防訪問介護計画、第 1 号訪問事業に係るサービス計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 常勤換算方法により 2.5 以上
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等の転送により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間行う。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び市区町村が定める基準によるものとし当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、
- 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一通常の実施地域を越えて1kmにつき16円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市の一部地域とする。

(事業所から半径3kmの区域)

- 2 第1号訪問事業の通常の事業の実施地域は柏市とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

- 3 当事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

- 4 当事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

- 第 9 条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第 10 条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

- 第 12 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

- 第 13 条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の

通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修採用後 3 カ月以内

二 継続研修年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 長寿の里 かしわ翔裕園
居宅介護支援事業運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿の里が開設する指定居宅介護支援事業所「かしわ翔裕園居宅介護センター」(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮した支援の提供を行うものとする。

2 事業にあたっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した支援の提供に努めるものとする。

3 支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に努めるものとする。

4 事業の運営に当たっては、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との綿密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 かしわ翔裕園居宅介護支援センター
- (2) 所在地 柏市南逆井4丁目9番4号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名(常勤1名以上)
介護支援専門員は、居宅介護支援事業を行い、要介護者等の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。
(ただし、12月30日から1月3日まで、及び祝祭日を除く)
- (2) 営業時間 9:00~18:00 までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- (1) 利用者相談受付場所については、原則的にかしわ翔裕園内相談室にて行うものとする。但し、利用者にやむを得ない理由がある場合においては、利用者宅などにて相談を行うものとする。
- (2) サービス担当者会議については、かしわ翔裕園内相談室にて行うものとする。但しやむを得ない理由がある場合、会議にふさわしい場所で行うことも出来る。
- (3) 利用者の居宅訪問については、原則として月に1回とする。但し、利用者の希望がある場合、又、介護支援専門員が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 課題分析票については、「居宅サービス計画ガイドライン」を使用するものとする。但し、介護支援専門員が必要と認めた場合は、この限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柏市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市とする。但し、利用者の選定を受け、面接調査の範囲等の場合はこの限りではない。なお出張交通費は、いかなる交通機関を利用した場合も次の額とする。

- (1) 柏市全域は無料
- (2) 第7条(1)以外で事業所から、片道おおむね20キロ以上、600円

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 介護支援専門員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第9条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護支援専門員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他の運営についての留意点)

第 10 条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上
- (3) 自主研修 随時 但し、管理者がサービスの資質向上につながると認めた場合。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人長寿の里理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

つかだケアセンター爽やかな風
地域密着型通所介護・介護予防通所型サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 長寿の里が開設するつかだケアセンター爽やかな風（以下、「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護・介護予防通所型サービスの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護・要支援の状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護・介護予防通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。

- 1 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 つかだケアセンター爽やかな風
- 2 所在地 千葉県船橋市旭町1丁目22番27号

(職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 生活相談員 サービス提供を行う時間数に応じて専従で1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画・介護予防通所型サービス計画を作成し、サービスの提供方法について十分な説明を行う。
- 3 看護職員 営業日ごとに、1名以上
看護職員は、利用者の健康管理を行う。
- 4 介護職員 サービス提供を行う時間数に応じて専従で1名以上
介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- 5 機能訓練指導員 営業日ごとに、1名以上
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日においても営業を行う。
ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 2 営業時間 8時30分～17時30分
ただし、管理者が必要と認めた場合には、その限りではない。
- 3 利用者定員 1日当たり15名とする。
- 4 サービス提供時間 9時30分～16時45分(送迎時間を除く。)

(通所介護・介護予防通所介護の内容及び提供方法)

第6条 指定地域密着型通所介護・介護予防通所型サービスの提供においては、居宅介護サービス計画書に基づき、通所介護計画書を作成し、作成した通所介護計画書について説明し、同意を得るものとする。又、指定通所介護・介護予防通所型サービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 生活指導(相談援助等)
- 2 機能訓練(日常動作訓練)
- 3 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
- 4 介護方法の指導
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 入浴
- 8 食事

(通所介護の利用料・その他費用の額)

第7条 指定地域密着型通所介護・介護予防通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は、地域自治体が定める基準によるものとし、指定地域密着型通所介護・介護予防通所型サービスが、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に示された通りとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護・介護予防通所型サービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食材料費及び食事の提供に要する費用 1食 700円
 - (2) オムツ・リハビリパンツ 1枚 100円 パット 1枚 50円
 - (3) 前条に掲げる介護以外の個人の希望により提供するサービスに係る費用は、別途徴収するものとする。

- 4 前項の費用額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

但し、これ以外の地域に関しても、利用者の要望により、可能な限り実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条

- 1 利用者は、他の利用者が適切サービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 指定地域密着型通所介護・介護予防通所型サービスの提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うこととする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 13 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条

- 1 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人長寿の里 理事長と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ふなばし翔裕園訪問介護センター運営規程（船橋市第1号訪問事業）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長寿の里が開設するふなばし翔裕園訪問介護センター（以下「事業所」という。）が行う船橋市第1号訪問事業のうち介護予防訪問型サービスの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 介護予防訪問型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふなばし翔裕園訪問介護センター
- (2) 所在地 千葉県船橋市旭町4丁目19番30号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務）
管理者は、事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 利用者数に応じて1名以上（常勤兼務）。
サービス提供責任者は、事業所に対する介護予防訪問型サービス利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問型サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法により2.5以上。
訪問介護員等は、介護予防訪問型サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とする。
- (2) 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等の転送により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は、365日、24時間行う。

(介護予防訪問型サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護予防訪問型サービスの内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱が定める額によるものとし、当該介護予防訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助

(2) 生活援助

食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道1kmあたり16円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書にて説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

(事業所から半径3kmの区域)

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 当事業所は、市町村が行う調査に協力するとともに指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 当事業所は市町村から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 12 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第 13 条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修年 2 回
- 2 サービス提供責任者及び訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 サービス提供責任者及び訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、サービス提供責任者及び訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人の理事長と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

ふなばし翔裕園訪問介護センター運営規程 (鎌ヶ谷市介護予防訪問介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長寿の里が開設するふなばし翔裕園訪問介護センター（以下「事業所」という。）が行う鎌ヶ谷市介護予防訪問介護相当サービスの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 介護予防訪問介護相当サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふなばし翔裕園訪問介護センター
- (2) 所在地 千葉県船橋市旭町4丁目19番30号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務）
管理者は、事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 利用者数に応じて1名以上。
サービス提供責任者は、事業所に対する介護予防訪問介護相当サービス利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法により2.5以上。
訪問介護員等は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とする。
- (2) 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等の転送により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) サービスの提供は、365日、24時間行う。

(介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、鎌ヶ谷市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱が定める額によるものとし、当該介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助

(2) 生活援助

食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道1kmあたり16円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書にて説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鎌ヶ谷市とする。

(事業所から半径3kmの区域)

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 当事業所は、市町村が行う調査に協力するとともに指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 当事業所は市町村から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 12 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第 13 条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修年 2 回
- 2 サービス提供責任者及び訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 サービス提供責任者及び訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、サービス提供責任者及び訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人の理事長と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 16 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

ふなばし翔裕園訪問介護センター 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長寿の里が開設するふなばし翔裕園訪問介護センター(以下「事業所」という。)が行う指定（介護予防）訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふなばし翔裕園訪問介護センター
- (2) 所在地 千葉県船橋市旭町4丁目19番30号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務）
管理者は、事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 利用者数に応じて1名以上。
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画又は介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法により2.5以上。
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とする。
- (2) 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等の転送により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は、365日、24時間行う。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、介護負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助

(2) 生活援助

食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道1kmあたり16円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書にて説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市、市川市、鎌ヶ谷市とする。

(事業所から半径3kmの区域)

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 当事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 当事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

- 第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

- 第12条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第 13 条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修年 2 回

- 2 サービス提供責任者及び訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 サービス提供責任者及び訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、サービス提供責任者及び訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人の理事長と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

ふなばし翔裕園 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿の里 特別養護老人ホーム ふなばし翔裕園が開設する ふなばし翔裕園ショートステイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要支援状態または要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 管理者や従業員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。
- 2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ふなばし翔裕園 ショートステイサービス
- 2 所在地 船橋市旭町4丁目19番30号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（指定介護老人福祉施設と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上（嘱託、指定介護福祉施設と兼務）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 常勤職員1名以上（指定介護老人福祉施設と兼務）
入所者の入退所、生活相談及び援助に関する業務を行う。
- 4 介護支援専門員 常勤職員1名以上（指定介護老人福祉施設と兼務）
処遇計画の作成、管理
- 5 介護職員 常勤換算で27名以上（指定介護老人福祉施設と兼務）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- 6 看護師 常勤換算で3名以上(1名は常勤職員)
(うち1名は併設短期入所生活介護の専任)

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- 7 管理栄養士 常勤職員1名以上(指定介護老人福祉施設と兼務)

入所者の食事に関する栄養管理業務を行う。

- 8 機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。

- 9 事務職員 職員1名以上(指定介護老人福祉施設と兼務)

必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、10名とする。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の内容)

第6条 介護・予防介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床・着替え・整容等の介護・介護予防を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護・予防介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護・予防介護を受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養・入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

食事時間はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分から
- (2) 昼食 12時00分から
- (3) 夕食 18時00分から

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのアクティビティ活動、行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 送迎に関する費用（介護報酬告知上の額）

(2) 食費 第4段階食費額 2,000円 介護保険負担限度額認定証提示により所得段階1～3までの方は負担限度額となります。

(3) 滞在費 第4段階滞在費額 個室 2,550円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段階1～3迄の方は負担限度額となります。

(4) 理美容代 2,000円より

(5) 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、船橋市全域とする。

但し、これ以外の地域に関しても、利用者の要望により、可能な限り実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者や医師・看護職員・介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。
- 3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(禁止行為)

第 13 条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などの他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 利用者の病状に急変・その他緊急必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ指定短期入居生活事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 15 条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族などへ情報の提供を行う。

- 2 また非常災害に備え、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(勤務体制の確保)

第 16 条 利用者に対して、適切な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

- 2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者等の質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上

- (3) 自主研修 随時 但し、管理者がサービスの質的向上につながると認めた場合とする。

(衛生管理)

第 17 条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(掲示)

第 15 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要・従業員の勤務の体制等を掲示する。

(秘密の保持等)

第 18 条 施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第 19 条 提供した短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 提供するサービスに関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(地域との連携等)

第 20 条 運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 21 条 利用者に対する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡するとともに、必要な処理を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 23 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(記録と整備)

第 24 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者の処遇の状況に関する下記の書類を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- ① 短期入所生活介護計画
- ② 提供した処遇の具体的な内容の記録
- ③ 身体拘束の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- ④ 市町村への通知に係る記録
- ⑤ 苦情内容等の記録
- ⑥ 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(緊急時等における対応方法)

第 25 条 サービスの提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(その他の運営についての留意点)

第 26 条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人 長寿の里理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

特別養護老人ホームふなばし翔裕園 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長寿の里が開設する特別養護老人ホームふなばし翔裕園（以下「施設」という。）が行うユニット型指定介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は老人福祉法、介護保険法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

2 施設は各ユニットにおいて明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホームふなばし翔裕園
- 2 所在地 船橋市旭町4丁目19番30号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 施設長 常勤職員1名（併設短期入居生活介護管理者と兼務）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、従業者に必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1名以上（嘱託）
入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 常勤職員1名以上
入居者の入退居、生活相談及び援助に関する業務を行う。
- 4 介護職員 常勤換算で24名以上（看護職員と合わせて27名以上）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 看護職員 常勤換算で3名以上（1名は常勤職員、機能訓練指導員と兼務）
入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 6 管理栄養士 常勤職員1名以上（併設短期入居生活介護と兼務）
入居者の食事に関する栄養管理業務を行う。
- 7 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 8 介護支援専門員 常勤職員1名以上
施設サービス計画の作成や入居者の要介護申請や調査に関する業務を行う。
- 9 事務職員 1名以上（併設短期入居生活介護と兼務）
必要な事務を行う。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は、80人とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 8ユニット
- (2) ユニットごとの入居定員 10名

(定員の厳守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居)

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入居者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるかを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及び家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘定し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第9条 入居の際に要介護認定を受けてない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるように援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画担当介護支援専門員」という。)は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の事業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入居者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の事業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第 11 条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮する。
- 3 入居者のプライバシーの確保に配慮する。
- 4 入居者の自立した生活を支援することを基本とし、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等を常に把握する。
- 5 従業者は、サービス提供にあたり、入居者またはその家族等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明する。
- 6 入居者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 7 前項の身体拘束を行う場合は、態様、時間及び心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第12条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術により行う。

- 2 入居者の日常生活における家事を、心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
- 3 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1 週間に 2 回以上、適切な方法により入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には清拭を行う。
- 4 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 5 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
- 6 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 8 常時一人以上の常勤介護職員を介護に従事させる。
- 9 入居者の負担により、施設の従事者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 13 条 施設の食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮して提供する。

- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、心身の状況に応じて出来る限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保する。
- 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第 14 条 入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 15 条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽にかかる活動の機会を提供し、入居者が自律的に
行うこれらの活動を支援する。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族
が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。
- 4 入居者の外出の機会を確保するよう努める

(機能訓練)

第 16 条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防
止するための調整を行う。

(健康管理)

第 17 条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 18 条 入居者が医療機関に入院する必要が生じた時、3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合に
は、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得な
い事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(利用料の受領)

第 19 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サ
ービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、
厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにす
る。
- 3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食費 第 4 段階食費 2,000 円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段階 1～3
迄の方は負担限度額とする。
 - (2) 居住費 第 4 段階居住費 個室 2,550 円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段
階 1～3 迄の方は負担限度額とする。
 - (3) 理美容代
 - (4) 入居者が選定する特別な食事の費用。
 - (5) 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められるもの。
- 4 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明
し、入居者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、
費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

(日課の励行)

第 21 条 入居者は、施設長や医師・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員などの指導による日課を励行
し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(施設の利用の留意事項)

第 22 条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

- 2 入居者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、入居者が賠償するものとする。
- 3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、入居者に説明するものとする。

(健康保持)

第 23 条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第 24 条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第 25 条 入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などの他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 26 条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員並びに入居者及びその家族へ情報の提供を行う。

- 2 非常災害に備え、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(受給資格等の確認)

第 27 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居の記録の記載)

第 28 条 入居に際して、入居年月日・施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第 29 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められたとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 30 条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 施設の従業員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 4 従業員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修	採用後 1 ヶ月以内
(2) 継続研修	年 1 回

(衛生管理等)

第 31 条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生、蔓延しないように必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第 32 条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲示)

第 33 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要・従業員の勤務体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第 34 条 施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 35 条 居宅介護支援事業者またはその従業員に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業員から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 36 条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 提供するサービスに関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(地域との連携等)

第 37 条 運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

- 2 提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第 38 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第 39 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束)

第 40 条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(会計の区分)

第 41 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整備)

第 42 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者の処遇の状況に関する下記の書類を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
 - ① 入居者の処遇に関する計画
 - ② 行った処遇の具体的な内容の記録
 - ③ 身体拘束の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
 - ④ 苦情内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(緊急時等における対応方法)

第 43 条 サービスの提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

第 44 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 長寿の里 理事長と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則
この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規定は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附則
この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則
この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附則
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

香流川翔裕園（グループホーム） 運営規程

第1条（目 的）

社会福祉法人長寿の里が開設する香流川翔裕園（以下「事業所」という。）が行なう指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者及び計画作成担当者（以下「介護従業者等」という。）が、要支援2及び要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 事業所の介護従業者等は、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行なうことにより、用介護状態等となった場合でも、入居者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行なう。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

この事業を行う事業所の名称を『香流川翔裕園』と称する。

第4条（事業所の設置）

事業所は、名古屋市名東区香流一丁目101番地に設置する。

第5条（実施主体）

事業の実施主体は、社会福祉法人長寿の里とする。

第6条（従業員の職種、員数、業務内容）

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	常勤兼務 1名	当該事業所職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う。
介護従業者	常勤 6名以上 非常勤 11名以上	指定認知症対応型共同生活介護の提供を行う。
計画作成担当者	常勤兼務 2名	入居者の介護サービス計画を作成する。

第7条（入居者の定員）

事業所の定員は次の通りとする。

18名（2ユニット）

第8条（事業の内容及び利用料等）

- 1 事業の内容は次の通りとし、介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。
 - ① 入浴、排泄、食事等、介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 療養上の世話
 - ④ 健康チェック
- 2 食費は、日額 1,750 円を徴収する。
- 3 家賃相当額は、日額 1,800 円を徴収する。
- 4 光熱水費は、日額 600 円を徴収する。
- 5 共用経費は、日額 309 円を徴収する。
- 6 おむつ等費用 各1枚
布オムツ 103 円、紙オムツ・紙パンツ 72 円、紙パッド 51 円
- 7 日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担すべき費用は、実費を徴収する。（理美容代等）
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、事前に入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第9条（入居にあたっての留意事項）

- 1 入居者は、管理者や介護従事者等の指導による日課を励行し、共同生活住居内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- 2 入居者が、外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届出する。
- 3 入居者は、共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生保持のために協力する。
- 4 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
 - ① 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② けんか、口論、泥酔等で他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤ 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 10 条（緊急時における対応方法）

介護従業者は、介護サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第 11 条（苦情処理）

① 窓口

事業所は入居者、家族その他からの事業に関わる苦情を迅速に、かつ適正に対応するための窓口を次の通り設ける。

窓 口 管理者 安東 千春

② 調査協力、改善

事業所は入居者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、入居者、家族その他からの苦情を受け付けたとき、又自治体から改善に対する指導、助言を受けたときは、迅速に改善を行う。

第 12 条（秘密保持）

従業員は、正当な理由がない場合、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

第 13 条（損害賠償）

事業所は、介護サービスの提供にあたり入居者に事故が発生した場合には、その過失の程度により損害賠償を行う。又、入居者が施設設備等に損害を与えた場合には、現状復帰又は損害を賠償しなければならない。

第 14 条（非常災害対策）

事業所は、火災、地震、水害等の非常災害に関して、具体的な対処計画を立て、それら非常災害に備えて、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

第 15 条（身体拘束に関する事項）

- 1 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結

果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 介護従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第17条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿の里と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規定は令和元年7月1日から施行する。
この規定は令和元年9月1日から施行する。
この規定は令和2年4月1日から施行する。
この規定は令和3年4月1日から施行する。
この規定は令和4年12月1日から施行する。
この規定は令和6年4月1日から施行する。

香流川翔裕園（小規模多機能型居宅介護） 運営規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人長寿の里が設置運営する指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「小規模多機能型居宅介護等」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、施設内または在宅において必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護等は、介護保険法、同法に関する厚生労働省令及び告示等の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について、わかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 提供したサービスの質の管理、評価を行う。

第4条（事業所の名称及び所在地）

本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ・ 名 称 香流川翔裕園（小規模多機能型居宅介護）
- ・ 所在地 名古屋市名東区香流一丁目 101 番地

第5条（事業所の営業日及び営業時間）

本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ・ 営業日 365 日
- ・ 営業時間

通いサービス	9:00～17:30
宿泊サービス	17:30～9:00
訪問サービス	24 時間対応

第6条 （職員の員数及び職務内容）

本事業所に勤務する職員の員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名 （常勤・兼務）

管理者は、本事業所において提供するサービスの業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

2 介護支援専門員 1名 （常勤・兼務）

本事業所への登録者について、適切な小規模多機能型居宅介護等が提供されるよう小規模多機能型居宅介護計画あるいは介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、また、小規模多機能型居宅介護等以外の居宅サービスを含めた居宅サービス計画の作成を行うとともに、代理受領の前提となる小規模多機能型居宅介護等の利用に関する市町村への届出の代行を行う。

また、介護老人福祉施設等を始めとする介護施設、病院等との連絡・調整を行う。

3 介護従業者 15名以上【常勤5名以上・非常勤10名以上（内看護職員1名）】

介護従事者は、利用者に対して必要な介護及び支援を行う。

また、看護職にある者については、利用者に対する必要な介護及び支援を行うほか、身体状況に関する確認、助言及び関係医療機関との連絡等の看護業務を行う。

第7条 （登録定員及び各サービスの利用定員）

本事業所における登録定員及び各サービスにおける利用定員は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 登録定員 | 25名 |
| 2 通いサービス利用定員 | 15名（ただし、1日あたり） |
| 3 宿泊サービス利用定員 | 8名（ただし、1日あたり） |

第8条 （介護の内容）

- 1 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護等は、利用者の様態や希望に応じて以下のサービス区分について、家庭的な環境と地域住民との交流の下で提供し、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を行うことができるようするものである。

（1）通いサービス

利用者が本事業所に通い、利用者の日常生活動作能力や意欲向上のため、利用者と共に行う自立支援のためのサービスであり、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスをいう。

（2）訪問サービス

本事業所の介護従業者が利用者宅を訪問し、利用者の日常生活動作能力や意欲向上のため、利用者と共に行う自立支援のためのサービスであり、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスをいう。

（3）宿泊サービス

本事業所に宿泊する利用者に対して行う、利用者の日常生活動作能力や意欲向上の

ため、利用者と共に行う自立支援のためのサービスであり、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスをいう。

- 2 本事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって小規模多機能型居宅介護等のサービス提供を行う。
- 3 本事業所は、利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めるものとする。
- 4 本事業所は、利用者が日常生活を行う上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、代わって行うものとする。

第9条 （介護計画の作成）

- 1 小規模多機能型居宅介護等のサービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえ、利用者ごとに介護計画を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況について評価を行うものとする。

第10条 （利用料等）

- 1 本事業所が小規模多機能型居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領に該当するサービスである場合には、その負担割合の額とする。
- 2 利用者の選定により、第11条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う通いサービスの送迎に要した費用については、利用者からその実費の支払いを受けることができるものとする。その際、支払いを受ける実費の額は、本事業所と利用者宅までの標準的な送迎経路の区間で、事業の実施地域以外の区間で1キロ当たり17円とし、これを燃料代として受領する。
- 3 利用者の選定により、第11条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスの要した交通費については、利用者からその実費の支払いを受けることができるものとする。その際、支払いを受ける実費の額は、本事業所と利用者宅までの標準的な送迎経路の区間で、事業の実施地域以外の区間での公共交通機関利用実費とする。なお、自動車を使用した場合については、前項の規定を準用する。
- 4 本事業所は、小規模多機能型居宅介護等を提供するに際し、以下の費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用 日額 2,000円
(朝 550円、昼 850円、夕 600円)
 - (2) 宿泊に要する費用 一泊 3,000円（間仕切個室 2,000円）
 - (3) おむつ等費用 各1枚

布オムツ 103 円、紙オムツ・紙パンツ 72 円、紙パッド 51 円

- (4) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 5 利用者の都合により、サービスを中止する旨の申出があり、食事の提供をする予定であった場合又は宿泊を利用する予定であった場合には、その提供を受ける予定であった食事及び宿泊に要する費用の 1 割をキャンセル料金として、利用者から支払いを受けることができる。
- ただし、利用者の容態の急変等必要かつやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料金は請求しないものとする。
- 6 前各項の規定による費用の支払いを受ける場合には、利用者又は利用者の家族に対して事前に説明を行い、その同意を得ることとする。
- 7 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者の家族に対して、利用料とその他費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付するものとする。

第 11 条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、名東区、千種区、守山区、東区（砂田橋学区に限る）とする。

第 12 条 （サービス提供の記録）

小規模多機能型居宅介護等の提供を行った場合には、その提供日及び具体的に実施したサービス内容等を記録し、利用者又はその家族による確認を受けるものとする。

第 13 条 （地域との連携等）

- 1 事業所は、利用者及び利用者の家族、地域住民の代表者、小規模多機能型居宅介護サービスについて知見を有する者等によって構成する運営推進会議を設置し、おおむね 2 ヶ月に 1 回、当該運営推進会議に対し本事業所の提供する小規模多機能型居宅介護等サービスに関する報告を行い、評価を受けるとともに、必要な要望及び助言等を受けるものとする。
- なお、運営推進会議への報告、当該運営推進会議からの評価、要望及び助言等について記録を作成するものとする。
- 2 本事業所は、事業運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

第 14 条 （秘密保持）

- 1 本事業所の従業者等は、業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密保持を厳守する。
- 2 本事業所の従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、

従業者等との雇用契約の内容に含むものとする。

第 15 条 （苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または利用者の家族に対する説明、記録整備等必要な措置を講じるものとする。

第 16 条 （損害賠償）

- 1 利用者に対する小規模多機能型居宅介護等のサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第 17 条 （衛生管理）

- 1 小規模多機能型居宅介護等のサービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。
- 2 介護従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

第 18 条 （緊急時における対応策）

利用者の心身の状態の異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じる。

第 19 条 （災害対策対応）

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

第 20 条 （虐待防止に関する事項）

事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第 21 条 （身体拘束に関する事項）

- 1 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 22 条 （その他運営についての重要事項）

- 1 従業者等の質の向上を図るため、研修の機会を設ける。
- 2 本事業所は、この事業を行うため、介護保険法を始め関係法令に定める記録、その他事業を行うに当たって必要となる記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長寿の里と香流川翔裕園（小規模多機能型居宅介護）管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は令和元年 9 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 5 月 1 6 日から施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

香流川翔裕園（地域密着型特別養護老人ホーム） 運営規程

第1条（目的）

香流川翔裕園（地域密着型特別養護老人ホーム）（以下「香流川翔裕園」という。）は、介護保険法の理念に基づくとともに、施設で生活する高齢者に対し、日常生活における援助等を行うことにより健康で明るい生活を送れるよう支援し、福祉の向上を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

- ① 香流川翔裕園は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護や社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。
- ② 香流川翔裕園は、入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ③ 香流川翔裕園は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健・医療または福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

第3条（事業所の名称）

この事業を行う事業所の名称を『香流川翔裕園』と称する。

第4条（事業所の設置）

事業所は、名古屋市名東区香流一丁目101番地に事務所を設置する。

第5条（実施主体）

事業の実施主体は、社会福祉法人長寿の里とする。

第6条（従業員の職種、員数、業務内容）

職 種	員 数	職 務 内 容
施 設 長 (管 理 者)	1 名(常勤・兼務)	当該事業所職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
医 師	1 名(非常勤)	入居者の健康管理、療養上の指導を行う。
生 活 相 談 員	1 名（常勤）	入居者の日常生活上の相談、家族との連絡調整、地域密着型施設サービス計画の推進等を行う。（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	1 名(常勤)	入居者の介護相談及び地域密着型施設サービス計画の作成・支援を行う。
看 護 職 員	3 名以上 (常勤 1 名以上・非常勤 2 名以上)	入居者の健康保持のための適切な措置をとる。
介 護 職 員	15 名以上 (常勤 6 名以上、非常勤 9 名以上)	入居者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて日常生活が自立した生活を送れるよう支援する。
調 理 員	3 名（委託契約）	献立に基づき入居者の身体的状況を考慮した調理を行う。
事 務 員	1 名（常勤）	会計、庶務等の事務処理を行う。
管理栄養士	1 名（常勤）	入居者を栄養面から健康管理します
機能訓練指導員	1 名以上	看護職員兼務 入居者の日常生活で必要な機能訓練を行います

【特別養護老人ホーム定員 20 名】

第7条（入居者の定員）

香流川翔裕園の定員を 20 名とする。

ユニット数 2、ユニットの定員 10 名

第8条（入居者に対する指定介護福祉サービスの内容）

（1）（地域密着型施設サービス計画の作成）

- ① 施設長は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- ② 介護支援専門員は、入居者の心身能力と環境等を評価して、入居者が現に抱える課題を明らかにして、日常生活を自立して営むことができるよう実態の把握をする。
- ③ 地域密着型施設サービス計画は、入居者、家族の希望、サービス提供にあたる職員との協議を経て、サービスの目標、達成時期、サービスの内容および留意事項を盛り込んで原案を作成する。
- ④ 介護支援専門員は、入居者、家族に対し地域密着型施設サービス計画の原案を説明し同意を得なければならない。
- ⑤ 介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画作成においても、サービスの実施状況把握のため、サービス提供職員との連絡を継続的に行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。

（2）（地域密着型施設サービスの方針）

- ① 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供を行う。
- ② 入居者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止に努める。
- ③ 地域密着型施設サービスは画一的ではなく、個別化するようにする。
- ④ サービス提供職員は、常に本人、家族が理解されるよう説明と了解を得るように努める。
- ⑤ 入居者の生命、身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束や入居者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑥ 身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ⑦ 地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

（3）（介護サービスの内容）

- ① 適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供し、清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助、全面支援等を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。
- ② 食事
入居者には、1日3回給食するものとする。給食はできるだけ変化に富み十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたっては入居者の嗜好を十分に考慮し栄養価の損失を避け、消化、吸収の実績をあげるように努めなければならない。
- ③ 健康管理
施設長又は嘱託医師及び看護師は、常に入居者の健康に留意し年1回の健康診断

を実施してその結果を記録しておく。

- ・ 入居者が負傷又は軽度の病気にかかったときは、施設内で診療を受けることができる。
- ・ 医師は、毎週 1 回以上の診断にあたる。
- ・ 緊急の場合は、前項の規程にかかわらず診療を受けることができる。

④ 機能訓練

香流川翔裕園は、入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

⑤ 相談・援助

香流川翔裕園は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行う。

⑥ 社会生活上の便宜の提供等

香流川翔裕園は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、日常生活上必要な行政機関における諸手続き等について入居者及びその家族が行うことが困難な場合は、入居者の同意の下でその代行事務等を行う。

香流川翔裕園は、常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

第 9 条（利用料及びその他の費用）

① 利用料

別紙の通りとする。

② 居住費（滞在費）

別紙の通りとする。

③ 食 費

別紙の通りとする。

④ 個人的に使用するものの費用

理美容代、洗濯代等の実費とし、金額は別途定める。

⑤ 入居者の同意

利用料以外に費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者又は家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。

第10条（入退居）

① 入居対象者

香流川翔裕園は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる要介護者（名古屋市被保険者に限る）を対象に香流川翔裕園の施設サービスを提供する。

② 入居

香流川翔裕園は、正当な理由なくして入居を拒んではならない。又、サービス提供に際しては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

③ 退居

次の場合は退居とする。

- イ. 本人が退居を申し出た場合。
- ロ. 入居者が死亡した場合。
- ハ. 入居者が入院し、概ね3ヶ月以内に退院できない場合。
- ニ. 入居者が入院加療、継続的治療が必要な者で、施設サービスの提供が困難であるとき。
- ホ. 入居者が居宅において日常生活を営むことが可能な場合。
- ヘ. 正当な理由なしにサービスの利用に従わず、要介護状態の程度が増進すると認められる場合。
- ト. 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けようとした場合。
- チ. 入居者負担金を長期にわたり滞納した場合。
- リ. 施設内で禁止されていた行為を繰り返し行い、他の入居者及び施設の運営に際し、多大なる損害を与えた場合。

④ 退居の措置

入居者が退居した場合は、家族の同意を得て退居先の居宅介護支援専門員との連携、病院の関係者、さらに市区町村に遅滞なく意見を付してその旨を通知する。

第11条（入居者の留意事項）

① 外出及び外泊

入居者が外出又は外泊をしようとするときはその都度、外出、外泊先、用件、帰着する予定時刻を施設長に届け出て、その承認を得なければならない。

② 面会

入居者が、外来者と面会しようとするときは、その旨を届け出てあらかじめ指定された場所において面会するものとする。

③ 健康保持

入居者は、自らの健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。又、そのために提供されるサービスを正当な理由なく拒否してはならない。

④ 身上変更届出

入居者及び利用申請者は、その身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、速やかに施設長に届けなければならない。

⑤ 施設内禁止行為

入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

他の入居者を排撃し、又自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- イ. 他の入居者とけんか若しくは口論をなすこと。
- ロ. テレビ、ラジオ、楽器等の音を以上に大きくし又は大声で騒ぐ等、静穏を乱し、他の在所者に迷惑を及ぼすこと。
- ハ. 指定した場所以外で喫煙すること。
- ニ. 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- ホ. 施設が持ち込を制限若しくは禁止している物品を持ち込むこと。
- ヘ. 故意に施設若しくはその備品に損害を与え、又これらを施設長の承認なしに施設外に持ち出すこと。
- ト. 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- チ. 無断で備品の位置又は形状を変えること。

第 11 条（苦情処理）

① 窓口

香流川翔裕園は、入居者、家族その他からの事業に関わる苦情を迅速に、かつ適正に対応するための窓口を設ける。

② 調査協力、改善

香流川翔裕園は、入居者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、入居者、家族その他からの苦情を受け付けたとき、又自治体から改善に対する指導、助言を受けたときは、迅速に改善を行う。

第 12 条（秘密保持）

香流川翔裕園の職員は、正当な理由がない場合、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

第13条（損害賠償）

香流川翔裕園は、サービスの提供にあたり入居者に事故が発生した場合には、その過失の程度により損害賠償を行う。又、入居者が施設設備等に損害を与えた場合には、現状復帰又は損害を賠償しなければならない。

第14条（非常災害対策）

香流川翔裕園は、火災、地震、水害等の非常災害に関して、具体的な対処計画を立て、それら非常災害に備えて、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

第15条（緊急時等における対応方法）

- 1 指定地域密着型施設サービスの提供中に入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。
- 2 入居者に対する指定地域密着型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族等に連絡するなど必要な措置を講じるとともに、その事故の状況及び事故に際してとった処置及び経過について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

第16条（虐待防止に関する事項）

香流川翔裕園は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第17条（身体拘束）

- 1 香流川翔裕園は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 香流川翔裕園は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、

その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第18条（細則）

この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は社会福祉法人長寿の里と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は令和元年7月1日から施行する。

この規定は令和2年4月1日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和4年12月1日から施行する。

この規定は令和7年4月1日から施行する。